

大和川流域水害対策協議会における 主な意見と対応方針

令和4年3月10日
大和川流域水害対策協議会

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

計画対象降雨は昭和57年8月洪水となっており、これは1/30～1/50規模であるが、目標が低いのではないか。奈良県では、1/100対策を目標としているが、それを今回の計画の目標にも反映できないか。

(対応方針)

第2章 大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針に以下のとおり記載。

(記載内容)

第1節 基本的な考え方

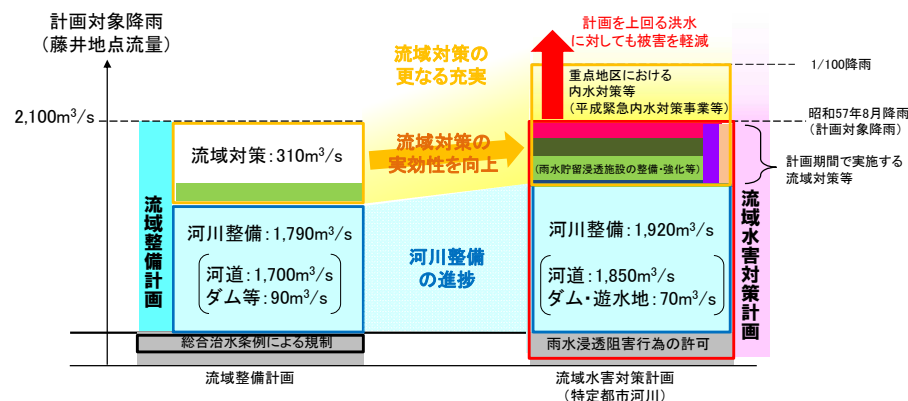
大和川上流域の急激な都市化の進展による保水機能の低下、亀の瀬狭窄部や大和平野の低平地を放射状に広がる河川の集積などの水害リスクの高い社会的、地形的要件に加え、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備を加速するとともに、流域対策についても雨水貯留浸透施設の整備やため池の治水活用などの対策を継続的に進めつつ、特定都市河川法による貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定も活用し、流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

具体的には、優先的に浸水被害の解消を目指す重点地区については、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、雨水貯留施設等の整備(平成緊急内水対策事業)により、内水による浸水被害の解消を目指す。

また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。

なお、整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。流域の環境保全に資するごみ対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。



- | | | | |
|--------------------|--|-----------------------|------------------------|
| ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 | 河川整備 | 下水道整備 | 雨水貯留浸透施設の整備
ため池治水利用 |
| | 既存ダムの洪水調節機能強化 | 雨水浸透阻害行為の許可
山林等の保水 | |
| ② 被害対象を減少させるための対策 | 浸水被害防止区域の指定等(※) | 貯留機能保全区域の指定 | |
| | <small>(※) 支川氾濫や内水による浸水が残ると想定される区域
については、住民及び利害関係人の意見、防災まち
づくりとの連携を踏まえ、区域設定を検討</small> | | |
| ③ 被害の軽減、早期復旧、復興の対策 | 浸水被害の拡大防止のための措置 | | |

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定が今後のミッションである。

貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定について、積極的に検討していきたい。

浸水頻度の高い地域では、地域の意向も踏まえて将来のまちづくりを考慮しながら浸水被害防止区域などの土地利用計画について検討していきたい。

(対応方針)

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針に以下のとおり記載。

(記載内容)

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域として指定される土地は、河川沿いの低地や窪地等の雨水を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来に渡って保全する。

貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、先行して大和郡山市や田原本町などで指定区域の検討を行う。

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。

浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

農業関係者など、利害関係が異なる流域のあらゆる関係者とどのように連携していくかが大きな課題である。

遊水機能を持つ水田・ため池の活用をどのように計画に位置付けるか。

放棄されているため池について、所有者との調整が必要である。

(対応方針)

第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項に以下のとおり記載。

(記載内容)

第2節 ため池の治水利用

ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

第3節 水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針

(意見)

河川環境の整備を治水と一緒に何かできないか。

流域治水対策についてはグリーンインフラの考え方も取り入れて進めていきたい。

(対応方針)

第2章 大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針に以下のとおり記載。

(記載内容)

第1節 基本的な考え方

<前文省略>

整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。

(意見)

河道の浚渫土砂の受け入れや伐採した樹木の再利用などにも積極的に取り組んでいきたい。

(対応方針)

第4章 特定都市河川の整備に関する事項に以下のとおり記載。

(記載内容)

<前文省略>

河道掘削においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、自治体等と連携しながら掘削土砂の有効活用を図る。

(以下、省略)